

## 災害時における車両貸渡に関する協定

和光市（以下「甲」という。）と埼玉県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、次の条項により、災害対策基本法に定める地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両の貸渡に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙及び埼玉県レンタカー協会を構成するレンタカー事業者（以下「会員」という。）に対し、車両貸渡に関し、協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、甲の行政区域内における災害時において、乙に対し、会員の所有する車両の情報提供を要請できるものとし、会員はこれに協力的に応じるものとする。

2 甲は、乙に対し、別に定める様式例第1号により文書を以て要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭にて情報提供を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があった場合には、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。

4 甲は、乙からの情報をもとに、協力要請を依頼する会員を特定するものとする。

5 甲は、前項で特定した会員に対し、様式例第2号により文書を以て要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （契約）

第3条 甲は、前条第4項に基づき会員を特定した場合、遅滞なく自家用自動車有償貸渡契約（以下「契約」という。）を締結する。

2 契約内容は、公示「貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）及び「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」（平成26年8月26日付け）に基づき、災害発生直後に会員が運輸支局に届出ている貸渡約款（以下「貸渡約款」という。）及び料金表を基準として行う。

3 甲は、契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。

### （業務完了報告）

第4条 会員は、当該契約を完了した時は、甲に対し、速やかに様式例第3号により文書を以て報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 第3条の契約により発生した貸渡料金及び貸渡車両（以下「車両」という。）の搬送に係る費用は、甲が負担するものとし、その算出方法については、契約及び貸渡約款に基づき計算するものとする。

(事故発生時における営業補償等)

第6条 貸渡中、甲の過失により事故、損傷等があった場合の車両に係るノンオペレーションチャージ（NOC）及び車両搬送に係る所定の金額については、前条に定めがある場合を除き、甲が負担するものとする。

2 貸渡中に事故があった場合の車両又は対物の損害については、契約及び貸渡約款に基づき、計算するものとする。

3 前項の規定により発生する費用の金額については、甲と会員との協議により決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 会員は、甲に提出する様式例第3号に基づき、当該業務に要した第5条及び前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、会員に対し、その費用を遅滞なく支払うものとする。

3 請求に関して疑義が生じた場合は、契約に基づき、甲と会員双方が協議するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、乙の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 前項の協議に会員が参加することを妨げない。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和元年10月4日よりその効力を有するものとし、甲又は乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月4日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号  
和光市  
和光市長 松本 武洋

乙 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目13番  
埼玉県レンタカー協会  
会長 嶋田 光剛